

○住居確保関連の主な制度

令和4年7月作成

項目	実施主体	概要	備考
更生保護施設 自立準備ホーム	法務省 更生保護法人・ NPO法人等	刑務所・少年院などを出所（院）後、住居や頼る人がいないなどで直ちに自立更生ができない人を一定期間保護し、社会復帰のための就職援助や生活相談等を行う施設  (横須賀市内) 更生保護施設0件、自立準備ホーム1件	一時的な宿泊場所のため、入所期間に 上限あり
更生緊急保護	法務省 更生保護法人・ NPO法人等	満期釈放後、親族からの援助や公的機関等からの保護を受けることができない場合などに、本人の申し出により緊急的に必要な援助や保護の措置（更生保護施設や自立準備ホームへの入所を含む）を実施することにより速やかな改善更生を図る。	保護観察と異なり保護観察所に監督 権限がない
特別調整	神奈川県地域生 活定着支援セン ター  (委託元) 神奈川県	福祉的な支援を必要とする高齢者、障害者が矯正施設から退所したのち、自立した生活を営むことが困難と認められる人に対して、保護観察所と協働して、退所後直ちに福祉サービス等を利用できるようにするための支援を行うことなどにより、地域の中で自立した日常生活、社会生活の営めるようにすること。  センターは各都道府県に1ヶ所ずつ設置。	
県営住宅	神奈川県	住宅に困っていることや、県税等の滞納がないこと等のほかに、単身者の場合特定の資格が必要（60歳以上、身体障害者、生活保護受給者など）	
市営住宅	横須賀市	市内に6か月以上在住・在勤、住宅に困っていること、県税等の滞納がないこと等のほかに、単身者の場合特定の資格が必要（60歳以上、身体障害者、生活保護受給者など）	現状、優先入居の規定や入居規定の緩 和はない
新たな住宅セーフティネット制度	国土交通省 横須賀市	空き家・空き室を「住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯、保護観察対象者等ほか）の入居を拒まない住宅」として登録する制度	住宅確保要配慮者専用ではないため 空き状況や賃料の配慮はない 滞納歴や連帯保証人・緊急連絡先の有 無で契約できない場合あり

○住居確保関連の主な制度

令和4年7月作成

項目	実施主体	概要	備考
生活困窮者自立相談支援事業	横須賀市	働きたくても働けない、住む所がない、など個別の状況に合わせた支援を行い、生活保護の手前で支え、自立の促進を図る事業	
生活保護費支給事業	横須賀市	国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長するための制度	
無料低額宿泊所	横須賀市	生計困難者のために、無料又は低額な料金で簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他施設を利用させる事業	
住居確保給付金	横須賀市	離職等で住宅を喪失したまたは喪失するおそれのある方に住宅費を支給するとともに、横須賀市生活福祉課による就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行う制度 単身世帯：44,000円（支給上限）など	賃貸借契約書があること、就労能力・意欲があること、離職等の日から2年以内または給与を得る機会が本人の責に帰すべき理由で減少していないこと等が条件
生活福祉資金貸付事業	社会福祉協議会	生活立て直しのために継続的な相談支援と生活費及び一時的な資金を必要としていて、貸付を行うことにより自立が見込まれる場合に、必要に応じた資金の貸付けを実施	住居を喪失している方は先に「生活困窮者自立相談支援事業」の相談を実施
協力雇用主制度	保護観察所	住込就労が可能な協力雇用主による雇用	